## 議案第91号

前橋市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の改 正について

令和7年6月10日提出

前橋市長 小 川 晶

前橋市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

前橋市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年 前橋市条例第23号)の一部を次のように改正する。

別表選挙長の項中「10,800円」を「12,200円」に改め、同表選挙立会人の項中「8,900円」を「10,100円」に改め、同表投票所の投票立会人の項中「10,900円」を「12,400円」に、「5,450円」を「6,200円」に改め、同表期目前投票所の投票立会人の項中「9,600円」を「10,900円」に、「4,800円」を「5,450円」に改め、同表開票立会人の項中「8,900円」を「10,100円」に改め、同表投票所の投票管理者の項中「12,800円」を「14,500円」に改め、同表期目前投票所の投票管理者の項中「11,300円」を「12,800円」に改め、同表期目前投票所の投票管理者の項中「11,300円」を「12,800円」に改め、同表開票管理者の項中「10,80円」を「12,200円」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。